

岩手県告示第292号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年2月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 東山電気工事有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町長坂字町182番地
 - ウ 代表者の氏名 佐藤進
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第2726号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年2月26日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年2月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 鈴木建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市松原町二丁目2番24号
 - ウ 代表者の氏名 鈴木晃
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第3417号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年2月19日付けで大工工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年3月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社川口工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市小友町字茂里花54番地3
 - ウ 代表者の氏名 佐藤安信
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第5955号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年3月1日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年2月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社伸成建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市萩荘字袋田156番地1
 - ウ 代表者の氏名 工藤繁子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第6891号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年2月23日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成28年3月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社栗澤組
- イ 主たる営業所の所在地 釜石市栗林町第16地割45番地
- ウ 代表者の氏名 栗澤京一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第8254号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年2月29日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年2月29日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社最上工務店
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市東町9番38号
- ウ 代表者の氏名 最上博
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第8323号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年2月29日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年2月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社ケイ・シー・ティー
- イ 主たる営業所の所在地 久慈市小久慈町第61地割8番地1
- ウ 代表者の氏名 大粒来重巳
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第9748号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年2月10日付けでとび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年2月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社田村工業
- イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾第3地割157番地
- ウ 代表者の氏名 田村三郎
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第20139号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年2月3日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。